

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会審査日程

日 時 令和元年6月14日（金）
総務文教常任委員会終了後
場 所 第1委員会室

- 1 議案第52号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について

審査番号① 企画部・選挙管理委員会・教育委員会関係

(1) 歳入に係る説明 * 特定財源は歳出の際に審査

○19-1-1 財政課

○21-4-2 財政課

(2) 歳入に係る質疑

(3) 歳出（特定財源含む）に係る説明

○2-1-4 情報管理課（歳入 15-2-1）

○2-1-9 企画政策課（歳入 15-2-1）

○2-1-31 企画政策課（歳入 15-2-1、21-4-2）

○2-4-4 選挙管理委員会（歳入 15-3-1）

○10-2-1 教育総務課

○10-3-1 教育総務課

○10-4-1 教育総務課

(4) 歳出（特定財源含む）に係る質疑

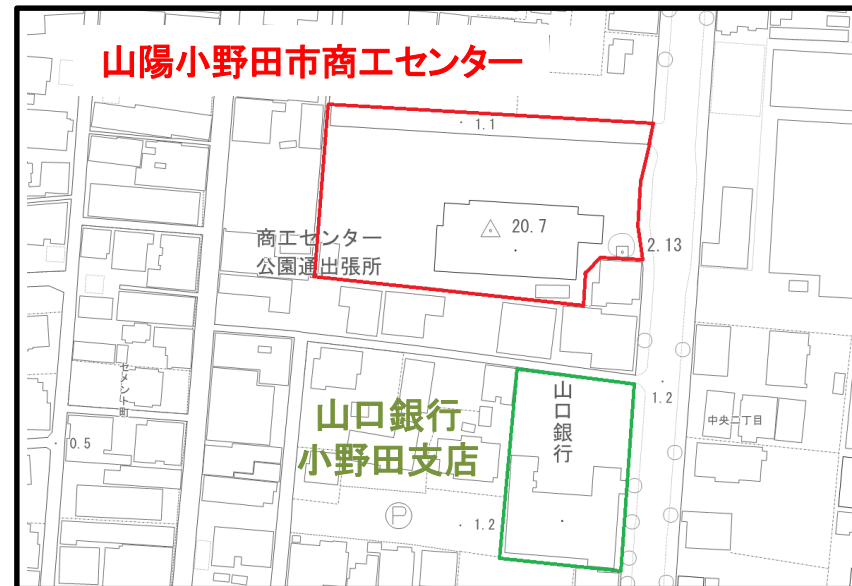
施設の概要

1 現施設及び対象地の概要

- ・ 名称：山陽小野田市商工センター
- ・ 所在地：山陽小野田市中心二丁目3番1号
- ・ 敷地(検討対象地)面積：4,261m²
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造4階建て
- ・ 竣工：昭和54年9月30日
- ・ 設置目的：本市商工業の拠点として、また、人々が集う「まちの拠点」として建設された施設
- ・ 施設状況 1階の一部：市の出張所
 - 1,2階：小野田商工会議所事務所(貸付)
 - 3,4階：指定管理者制度により貸館利用

2 現施設の課題

建設から40年近くが経過し、老朽化により、空調配管の破損、外壁タイルの落下などが進み、現施設の解体・再整備や跡地活用等の抜本的な検討が必要な状況である。



商工センター正面写真

今後の対応

商工センター再整備に向けた調査を実施

国土交通省の補助事業を活用

- 名称 先導的官民連携支援事業
先導的な官民連携事業を実施しようとする
地方公共団体等に対し、調査委託費を補助(全額補助)
- 調査内容 事業手法検討支援型
先導的官民連携事業の導入判断等に
必要な情報の整備等のための調査
- 補助金額 1,350万円(上限2,000万円)
- 調査期間 令和元年7月～令和2年2月(予定)

先導的官民連携事業の概要

1 事業の方向性

- 市出張所・小野田商工会議所の機能維持を前提に
商工センター跡地を活用したPPP(官民連携事業)による再整備を検討
- 商工センター近隣にある山口銀行小野田支店も建替えの検討時期
山口銀行も再整備の検討に参加 ※ 跡地活用事業への参画も視野に



- 市・小野田商工会議所・山口銀行が
官民連携による商工センター跡地利活用事業の検討パートナー
- 3者を中心に、まちづくりの視点に立ったPPP(官民連携事業)活用による
各施設の再整備、土地利活用等を検討

2 対象地の有効な利活用方法

- 施設再整備に加え、**対象地を有効活用する事業**として、
エリアの視点に立って、
地域課題の解決に役立ち、かつ、実現可能な事業の検討を行う。
- 本事業の意義を理解し、事業に関心を示す**他のパートナー**も増やしていく。

3 PPP(官民連携事業)の手法の検討

- **民間の事業領域が大きくなる官民連携事業**になること。
- 市有地利活用事業をリーディングプロジェクトとし、
中長期的には市有地や民間遊休地等を活用して
エリア全体に連鎖的な事業を生み出す展開も想定



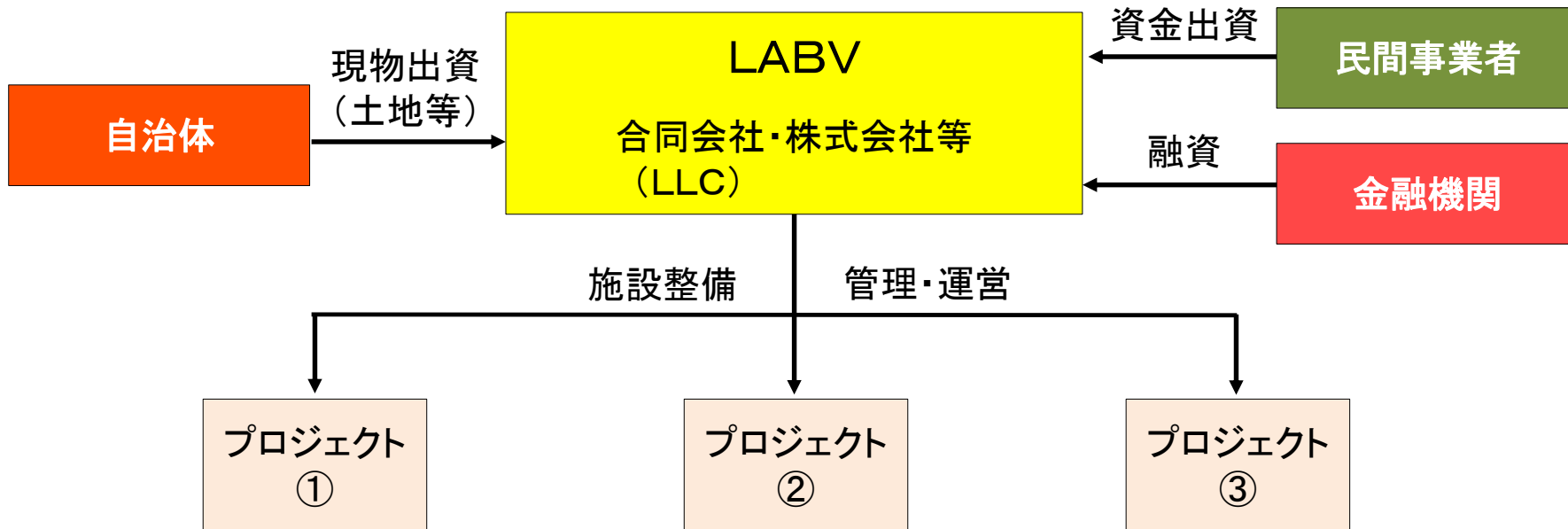
これらの視点で有効な手法である**LABV**を活用した手法を**優先**して検討する。

LABVとは

LABV (Local Asset Backed Vehicle : 官民協働開発事業体)

- 官民連携の先進国である英国では、自治体が公有地を、民間事業者が資金と開発ノウハウをそれぞれ出し合う形の地域開発を行っている。
- 自治体が公有地を現物出資、民間事業者が資金を出資して作った事業体が公共施設と民間収益施設を複合的に整備する。
- PFIは、特定の公共施設を対象とするのに対し、LABVは、複数の公有地に商業施設やオフィスビル等の民間収益施設も組み合わせた開発やマネジメントまでを行う。

LABVのスキーム



LABVの特徴

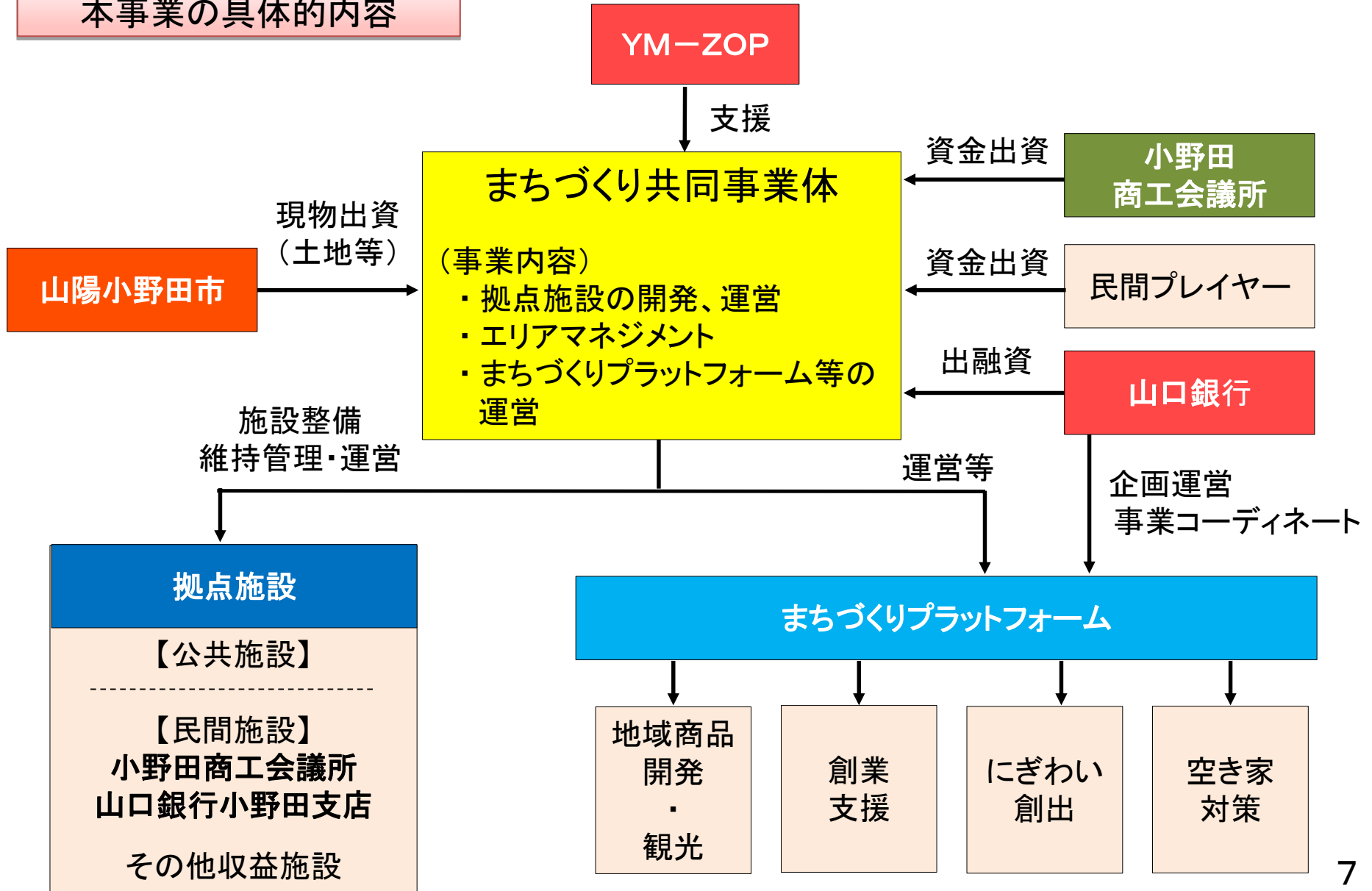
① 余剰資産と民間資金の活用

公共施設の集約化などで生じる「余剰資産」を現物出資するとともに、民間資金を活用して事業化

② ファイナンスを通じた事業性の評価

事業キャッシュフローを引当てに融資を受けるため、金融機関の事業性評価を通じ、**採算性及び安定性のある事業構築**に期待

本事業の具体的内容



これまでの第3セクターの問題点

① 官と民の責任分担が曖昧

※ 経営責任、リスク分担などが曖昧なため、当事者意識や企業管理が欠如

② 無理な目標設定と過大投資

※ 地域の課題解決優先による政策目標の多角化と経営計画の不備

③ 情報公開の不備による説明責任の欠如



本事業の方向性

① 官と民の経営責任及び財政負担等の範囲を明確化

自治体の財政力に頼るスキームではなく、持続可能な事業の構築

※ 市は経営に関わらない。運営補助・損失補償はしない。

② 政策目標と事業採算性の両立ができる事業スキームを構築

③ 積極的な情報公開・発信によるチェック機能の強化

調査フロー

① エリア活用及び土地利活用に係る可能性検討

- ・ 対象地の位置づけ整理
- ・ 対象地に導入可能な機能及び事業の検討
- ・ 商圈分析、遊休不動産の情報整理 等

② 官民連携による土地利活用事業の検討

- ・ 市場調査(ヒアリング等)
- ・ 収益事業等の土地利活用事業の検討

③ 土地利活用事業に係る官民連携手法の検討

- ・ 事業内容、事業スキームの検討
- ・ LABVを含むPPP手法の比較
- ・ PPP人材育成(地域の官民に対するセミナー・ワークショップ等) 等

④ 土地利活用事業及び事業手法の評価、実現可能性の検討

- ・ 定量、定性、まちづくりの視点からの評価

⑤ 山陽小野田市版土地利活用PPP事業の検討

- ・ 事業コンセプトの設定と事業スキームの構築
- ・ 事業化に向けたフロー、関係者合意形成に向けた手続、課題の整理
- ・ 事業者公募条件の整理 等

事業化スケジュール

- 令和元年度 市有地活用及びエリアマネジメント等に係る官民連携事業可能性調査
 - ※ 国土交通省補助「先導的官民連携支援事業」活用
 - ※ 令和元年7月～令和2年2月 予定

- 令和2年度 跡地活用構想・計画の策定
事業主体組成
 - ※ 市・小野田商工会議所・山口銀行が中心となる組織を想定

- 令和3年度 事業者公募・選定

- 令和4年度以降 設計・施工
新施設稼働

プレミアム付商品券事業について

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行等を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助する。

1. 購入対象者

(1) 平成31年度住民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日）

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。

(2) 3歳未満の子が属する世帯の世帯主

※H28年4月2日～R元年9月30日までに出生した子が属する世帯の世帯主が対象

2. 対象者数（見込み）

①上記1（1）の該当者：12,500人

②上記1（2）の該当者：1,500人（対象の3歳未満の子は1,600人）

3. 購入限度額

①上記1（1）の該当者：券面額2.5万円（販売額2万円）

②上記1（2）の該当者：券面額2.5万円（販売額2万円）×3歳未満の子の数

4. その他

- ・分割販売を実施（5千円単位で販売）
- ・割引率：20%（券面額5千円の商品券を4千円で販売）

5. 各手続場所及び期間

	場所	期間	備考
申請書受付 (住民税非課税者のみ)	本庁・山陽総合事務所・南支所・埴生支所・公園通出張所・厚陽出張所	7月中旬～	基本は郵送で対応
商品券販売	市内郵便局の予定	10月1日～ 2月29日	簡易郵便局を除く
商品券使用	市内の店舗 (400店舗程度)	10月1日～ 3月31日	6月1日から幅広く公募中
商品券換金	金融機関	10月1日～ 4月30日	

1 プレミアム付商品券事業実施スケジュール

資料 2

時期		住民税 非課税者	3歳未満児 出生期間 ①H28.4.2～R1.6.1 ②R1.6.2～R1.7.31 ③R1.8.1～R1.9.30	商品券販売・利用
6月	上旬			商品券利用可能店舗の公募(6/1～)
	下旬			
7月	中旬	申請書送付		
		申請書の受付・審査 (7月中旬～)		
	下旬			
8月				
9月	中旬	購入引換券送付	①購入引換券送付	
10月	上旬		②購入引換券送付	販売開始 (10/1～2/29) 郵便局の予定
				利用開始 (10/1～3/31) 市内400か所程度の店舗
				換金開始 (10/1～4/30)
11月	上旬		③購入引換券送付	
12月				
1月				
2月				
3月				

2 プレミアム付商品券事業における6月補正について

●歳出補正内容

通信運搬費	購入引換券は国の方針により再発行することができないことから、確実に申請者の元に購入引換券が届くよう、簡易書留で郵送する。
販売業務委託料	市民に身近な場所で販売するため、多くの営業所を持つ事業者の販売を委託する。
システム開発委託料	これまで、国は臨時福祉給付金のシステムを再利用・改修して対応することとしていたが、再利用できない場合は、新たなシステムの構築を認めることを、新たに示した。よって、新たに臨時福祉給付金のシステムを改良したものをリースする。
プレミアム付商品券事業補助金	3歳未満の子の対象者拡大に伴う補助金の増 これまで H28年4月2日～H31年6月 1日生まれの 児童数(想定): 1328人 拡大分 H31年6月2日～H31年9月30日生まれの 児童数(想定): 270人 ⇒児童数1,600人として算出する。

+



山陽小野田市立小・中学校、幼稚園 空調設備運用指針

令和元年(2019年)6月

山陽小野田市教育委員会

目次

1	はじめに	
(1)	本指針について	1
(2)	児童・生徒・園児の健康への配慮と環境負荷の低減について	1
2	夏期におけるエアコンの使用について	
(1)	使用期間	2
(2)	使用時間	2
(3)	使用の目安	3
(4)	温度設定の目安	3
3	冬期におけるエアコンの使用について	
(1)	使用期間	4
(2)	使用時間	4
(3)	温度設定の目安	5
4	扇風機の併用について	6
5	カーテン等の活用について	6
6	換気について	6
7	健康への配慮について	6
8	その他	
(1)	既設のエアコンについて	7
(2)	操作について	7
(3)	定期的な清掃等について	7
(4)	エアコンの取扱いについて	7
(5)	エアコンの各種設定について	7

1 はじめに

(1) 本指針について

本指針は、小・中学校、幼稚園で、児童・生徒・園児が意欲的に学び、生活することができる快適な環境の整備と、近年の夏季の気温上昇により多発する熱中症の効果的な対策として、普通教室等に一齐にエアコンを設置したことに伴い、エアコンの適切な使用方法など運転及び操作等の基本ルールを定めたものです。

今後は本指針に沿って、職員室等の既設のエアコンを含め、適切かつ効果的にエアコンを使用するとともに、児童・生徒・教職員の省エネルギー、地球環境に対する意識の向上を図ってください。

(2) 児童・生徒・園児の健康への配慮と環境負荷の低減について

エアコンの設置により快適な学習・生活環境を確保することができますが、人の体感温度は個人差があるため、使い方を誤ると、健康を損なうことがあります。

また、一次エネルギー(石炭、石油、天然ガス)の消費による温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量の増加により、地球環境に負荷を生じさせます。本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、環境負荷の低減に優先した取組を行うとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に定めるエネルギー使用源単位の低減を図りながら温室効果ガスの削減を目指すための行動計画として、平成29年3月に「第3次山陽小野田市率先実行計画」(山陽小野田エコオフィスプラン)を策定しました。小・中学校、幼稚園も、この計画の対象となっており、削減目標の達成に努める必要があります。

この二つを念頭に置いて、児童・生徒・園児の体と地球環境にやさしい運転を行う必要があります。



2 夏期におけるエアコンの使用について

(1) 使用期間【夏期】

6月1日から9月30日までの4ヶ月を基本とします。

【留意事項】

この期間外であっても、異常気象等により児童・生徒・園児の健康を損なう恐れがある場合は、校(園)長等の判断でエアコンを使用できることとします。

(2) 使用時間【夏期】

部屋を使用している時間を基本とします。

【留意事項】

- ① 図書館のエアコンは、学校司書が不在の日も始業時から終業時まで運転し、読書・学習活動に適切な環境を整えてください。
- ② 昼休み時間は、教室のエアコンの電源を切り、その日の天候に応じて、運動や図書館での読書活動を奨励してください。
- ③ 学校の清掃時間にエアコンを運転すると、清掃によって空気中に舞上がったホコリをエアコンが吸い込みます。フィルターに汚れが溜まると、運転効率が悪くなるため、清掃時はエアコンの電源を切ってください。
- ④ 学校の清掃時間の次が下校前のホームルームの時間になっている日は、下校前のホームルームの時間にエアコンを運転するのは控えてください。
- ⑤ 放課後と休校日は、補習授業や課外活動で使用する除き、教室のエアコンの運転は控えてください。
- ⑥ 体育の授業や学年集会など教室を使用しない時間が30分以上続くときは、エアコンの電源を切ってください。



(3) 使用の目安【夏期】

「WBGT(暑さ指数)が25℃以上のとき」を基本とします。

(参考) WBGT(暑さ指数)とは、人間の熱バランスに影響の大きい気温、湿度、輻射熱の三つを取り入れた温度の指標で、熱中症の危険度を判断する数値として用いられています。気温、湿度、輻射熱がWBGTの数値に及ぼす影響割合は、1(気温の効果)：7(湿度の効果)：2(輻射熱の効果)とされており、気温が同じでも湿度が高い方が熱中症の危険性が高まります。

日常生活におけるWBGTの数値は、次の4段階に区分されています。

31℃以上 危険	28℃以上 31℃未満 嚴重警戒	25℃以上 28℃未満 警戒	25℃未満 注意
-------------	---------------------	-------------------	-------------

【留意事項】

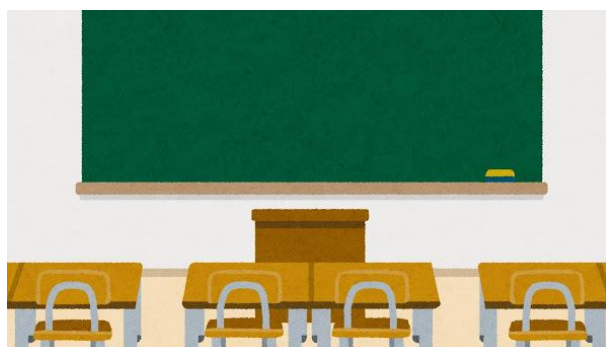
児童・生徒・園児の体調と学習環境を考慮して使用してください。

(4) 温度設定の目安【夏期】

室内の温度が28℃(目安)になるように運転することを基本とします。

【留意事項】

- ① 「学校環境衛生基準」(文部科学省策定)では、「教室等における温度の基準を17℃以上28℃以下であることが望ましい」とされています。その上で省エネルギーと環境負荷の低減を考慮し、夏期においては室内の温度が寒暖計で28℃(目安)になるように運転してください。
- ② エアコンの電源を入れたとき、冷房運転の設定温度は28℃になっています。教室等によって環境が異なるため、適正な室温となるようにエアコンの設定温度を調節してください。
- ③ 児童・生徒・園児の健康を保護し、快適に学習する上で必要なときは、先生方の判断で28℃の室温を一時的に上げ下げできることとします。
- ④ 設定温度の下げ過ぎは、体調を崩す要因となりますので、室内と外気の温度差が著しくならないように運転してください。
- ⑤ ヒトの温度感は、単に室内の温度だけでなく、相対湿度や気流の状況等により影響を受けるほか、個人差があることに留意してください。



3 冬期におけるエアコンの使用について

(1) 使用期間【冬期】

12月1日から翌年3月31日までの4ヶ月を基本とします。

【留意事項】

この期間外であっても、異常気象等により児童・生徒・園児の健康を損なう恐れがある場合は、校(園)長等の判断でエアコンを使用できることとします。

(2) 使用時間【冬期】

部屋を使用している時間を基本とします。

【留意事項】

- ① 図書館のエアコンは、学校司書が不在の日も始業時から終業時まで運転し、読書・学習活動に適切な環境を整えてください。
- ② 昼休み時間は、教室のエアコンの電源を切り、その日の天候に応じて、運動や図書館での読書活動を奨励してください。
- ③ 学校の清掃時間にエアコンを運転すると、清掃によって空気中に舞上がったホコリをエアコンが吸い込みます。フィルターに汚れが溜まると、運転効率が悪くなるため、清掃時間はエアコンの電源を切ってください。



- ④ 学校の清掃時間の次が下校前のホームルームの時間になっている日は、下校前のホームルームの時間にエアコンを運転するのは控えてください。
- ⑤ 放課後と休校日は、補習授業や課外活動で使用するときを除き、教室のエアコンの使用は控えてください。
- ⑥ 体育の授業や学年集会など教室を使用しない時間が30分以上続くときは、エアコンの電源を切ってください。

(3) 温度設定の目安【冬期】

室内の温度が17℃(目安)になるように運転することを基本とします。

【留意事項】

- ① 「学校環境衛生基準」(文部科学省策定)では、「教室等における温度の基準を17℃以上28℃以下であることが望ましい」とされています。その上で省エネルギーや環境負荷の低減を考慮し、冬期においては室内の温度が寒暖計で17℃(目安)になるように運転してください。
- ② エアコンの電源を入れたとき、暖房運転の設定温度は17℃になっています。教室等によって環境が異なるため、適正な室温となるようにエアコンの設定温度を調節してください。
- ③ 児童・生徒・園児の健康を保護し、快適に学習する上で必要なときは、先生方の判断で17℃の室温を一時的に上げ下げできることとします。
- ④ 寒い日は重ね着をしていますので、設定温度を上げ過ぎると、暑く感じたり、眠気を誘ったりすることがあります。外で体調を崩さないようにするためにも、室内と外気の温度差が著しくならないように運転してください。
- ⑤ ヒトの温度感は、単に室内の温度だけでなく、相対湿度や気流の状況等により影響を受けるほか、個人差があることに留意してください。



4 扇風機の併用について【夏期・冬期共通】

扇風機を併用すると、床付近に溜まりがちな冷気や天井付近に溜まりがちな暖気を効率よく拡散し、室内の温度ムラをなくすることができます。空調効率上がり、省エネルギーにもつながります。

エアコンの風向きは「水平」に、扇風機は「天井に向けて回す」のがコツです。なお、エアコンの吹き出し口に向けて扇風機を回すなど、空気の流れを弱めるようなことはしないでください。

5 カーテン等の活用について【主に夏期】

室内温度と外気温度の差が大きいときにカーテンやブラインドを活用すると、室内を効率よく冷やしたり温めたりすることができます。なお、採光等には十分配慮してください。

陽当たりのよい教室等では、夏期に窓の外や壁面に張ったネットなどに「アサガオ」や「ゴーヤ」などのツル性の植物を這わせる「緑のカーテン」を作ると、日差しをさえぎり、蒸散作用で周りの温度が下がり、部屋を涼しくしてくれます。緑は目にやさしく、花や実も楽しむことができます。

これらのカーテン等には省エネルギーの効果がありますので、積極的な活用にも努めてください。

6 換気について【夏期・冬期共通】

エアコンは室内の空気を循環させているだけで、室内の空気と外気の入れ換えを行いません。室内の環境保持のため、エアコンを運転中であっても必ず窓を開けて、換気を行ってください。特に、冬期はエアコンの使用により空気が乾燥します。インフルエンザ等の感染症拡大の予防対策にもなりますので、窓や入り口の戸等の開け方を工夫して、換気が適切に行われるようにしてください。

7 健康への配慮について【夏期・冬期共通】

体感温度には個人差がありますので、児童生徒一人ひとりの体調等に注意を払って運転してください。

エアコンの風が連続して当たらないように工夫してください。

プール使用後に髪が濡れていたり、運動後に汗をかいていたりした状態で冷風に当たると急激に体温が下がり、体調を崩すことがありますので、十分に注意してください。

8 その他

(1) 寒暖計の配置場所について

室内の温度を測る寒暖計は、その感温部が机上の高さにあるように配置してください。
なお、床で活動するときは床上など活動状況を考慮して配置してください。

(2) 既設のエアコンについて

既設のエアコンも、本マニュアルに従って運転してください。

(3) 操作について

操作は、教職員が行ってください。また、児童・生徒・園児には、自分たちで操作してはならないことを十分に指導してください。

(4) 定期的な清掃等について【重要】

室内の環境保持、省エネルギーのため、夏期と冬期それぞれの使用開始前に必ず室内機のフィルターを清掃してください。その際、取り外し・取り付けの作業は必ず2人以上で行い、脚立からの転落事故などを防いでください。

室外機の周囲に物を置くと空気の流れが悪くなり、エネルギー効率が下がりますので、お止めください。

(5) エアコンの取扱いについて

エアコン(室内機、室外機、配管等)を破損しないよう、大切に取り扱いってください。また、児童・生徒・園児に対して、破損させたり、室外機の周囲に物を置いたりしないよう十分に指導してください。

(6) エアコンの各種設定について

学校・園によって立地条件は異なりますが、新設エアコンの各種設定は全校・園、全設備同一の状態でご用を開始します。温度設定は設備ごとに調節できますが、その他の設定は今後の状況や学校の要望などを考慮して変更することがあります。

